

いじめによる女子高校生の自殺について教諭に自殺についての予見可能性がないとして、精神的苦痛の範囲で損害賠償が認容された事例

采女博文

〔損害賠償請求事件・横浜地方裁判所平成13年（ワ）第2713号平成18年3月28日民事第6部判決、判例時報1938号107頁（一部認容、控訴）〕

（事実の概要）

A子は、平成10年4月に神奈川県立野庭高校に入学し、A子と被告生徒らは同じクラスに所属していた。クラス内では主に3つのグループに分かれていたが、A子はクラス内で被告B子と同じグループに属し、B子と一緒に保健室を訪れたり登下校をするなどとも行動することが多かった。A子、被告C子及び被告D子はそれぞれ別々のグループに属し、C子及びD子はA子と挨拶を交わす程度の仲であった。A子は入学とともに、小学校のころから憧れていた同校の吹奏楽部に入部した。吹奏楽部では、A子はC子やD子と同じトロンボーンパートに所属することになった。しかし高校に入って初めてトロンボーンを始めたA子と、以前からトロンボーンを担当していたC子、D子との間には自ずから技量の差があった。

4月下旬ころから、A子はX（母）に対し、部活は1年生の人間関係があまり上手くいっていないこと、いくつかのグループができて互いに悪口を言い合い、自分は悪口を聞く立場になって嫌な思いをしており、想像していた部活ではなかったことなどを述べていた。A子は5月ころから部活動に遅刻、欠席しがちになり、そのころ、H指揮者にはA子の同級生であるE子及びF子から、A子がB子にきついことを言われているとの相談が持ちかけられた。そのころからA子はF子に対し、B子から「アトピーが汚い」、「なぜ学校に来られないのか」、「部活に邪魔」などと言われ、B子が毎朝迎えに来ることがしつこくて嫌だと相談を持ちかけていた。A子の友人であるE子は、A子の家に遊びに行く途中で、一緒に下校中のA子及びB子に出会ったことがあり、B子がA子を蹴るところを目撃した。B子は空手の経験者であ

り、蹴り方は強いものであった。

A子の様子が心配になったX（母）は、5月16日、クラス担任であり、かつ吹奏楽部の顧問でもあったN教諭に対し、A子の悩みを打ち明け、練習を休みがちであることや、C子及びD子からきつく言われたと述べたことなどを話した。6月上旬には、X（母）は、保健室のK教諭にもA子が学校に行きたがらないことや精神的に不安定な状態になっていることを相談し、6月7日には、H指揮者にトロンボーンパートのB子らのことでA子にストレスがあると相談した。

6月12日、A子はメンタルクリニックを受診した。その際、医師に対し、吹奏楽部では中学校のころからトロンボーンを演奏していた人たちとは実力の差があり辛いこと、皆が悪口を言い合い、その中に自分も引き込まれるのが嫌であること、しかし吹奏楽部は辞めたくないことなどを訴えた。

6月16日の保護者面談の際に、X（母親）はN教諭に対しメンタルクリニックを受診したこととその際にA子が医師に訴えた内容を伝えた。

A子は同月17日に青少年相談センターに行った。その際A子は相談員に対し、C子及びD子と実力の差を感じていること、部活動を辞めることになれば学校も退学するかもしれない、部活動を辞めたくないこと、登校をめぐって朝X（母）と言い争いになることがあること、X（母）から登校のプレッシャーをかけられ気が滅入ることなどを訴えた。

6月23日にメンタルクリニックを受診した際、A子は医師に対し、授業中苦しくて保健室で休んでいると、「サボりだ」と思われて、「中ビケした方が正當じゃんよ」と言われたこと、4時間目に行くと「具合はよくなりましたか」と嫌味を言われたこと、学校の往復もクラスも一緒なので常に嫌な事を言われたことなどを訴えた。医師は、A子の症状について「心因反応（うつ状態）」と診断し、X（母）が診断書を持ってB子の家に説明に行くことが話し合われた。なお、A子が医師に対し、訴えた嫌味はB子からのものであった。

受診後、X（母）はA子の診断書を持参してN教諭を訪ね、N教諭とその場にいたT教諭に診断書を見せてA子のアトピー性皮膚炎が悪化したことや、学校へ行けないことで悩んでいることなどを説明した。両教諭は、しば

いじめによる女子高校生の自殺について教諭に自殺についての予見可能性がないとして、精神的苦痛の範囲で損害賠償が認容された事例

らくの間部活動を休むことや、学校を休んで体調を直すことなどを提案した。X（母）は、A子と被告生徒らが別のクラスになればA子も頑張れるかもしれないので、2年生に進級する際には別のクラスにしてもらえないか相談したところ、両教諭はクラス編成の約束はできない旨回答した。そして、N教諭はその後、H指揮者に対し、A子の体調が良くないため注意して見てあげて欲しいと依頼した。また、このころ、吹奏楽部内で複数の生徒が体調を崩しており、顧問会議などの場でその生徒について話し合う機会があり、その生徒の中にはA子の名前も挙げられていた。

そのころX（母親）は、K教諭に対しても青少年相談センターに行ったこと、A子はB子の言動で辛い思いをしていることを伝えた。

7月6日にA子はX（母）と横浜八景島シーパラダイスに行き、帰りのシーサイドラインの中で、目に涙を浮かべながら、B子に「顔が醜い」、「早く直せ」、「かゆいぐらいで大げさだ」などと言われ、病気のため遅れて登校したときも「もう仮病は直ったの」と言われ、さらに「無責任」、「怠け者」などと言われた。またB子が冗談のふりをしてぶつのが痛いことなどをX（母）に打ち明けた。

X（母親）は、7月7日及び同月10日にB子の言動についてK教諭に相談した。

7月15日の朝、A子のコンクールの出場をめぐり、A子がX（母）に対し「おまえだよ」といって所携のカッターナイフを同人の前にかざした。A子は同月24日にX（母）に対し、C子とD子がA子に完璧を望むことやA子があくびをしたときに注意をしたこと、A子の行動を制限しようとする事、口調がきついこと、2人が一緒に行動してA子を仲間に入れようとする雰囲気がないこと、楽譜も読めないのにロングトーンをやるなど言われたこと、部活動を休むときは自分に連絡するよう言われたことなどを話した。さらに同日、C子からA子のPHSに電話があり、C子は髪型や鞆の飾りなどについてけじめをつけるようA子に述べた。

7月18日の終業式が終了した後にA子が登校した際、保健室においてK教諭及びG教諭に対し、「B子を沈めたい。B子には友達はいない。自分は彼女に言われたことに何も反発しない。そうすれば彼女の性格が直ることもな

く、友達もできず不幸になる。それが私の復讐だ」と述べた。

A子は同月25日、登校しようとして途中で引き返した後、電話の録音の準備をめぐりX（父）とX（母）の間に見解の相違があり、A子はそれを目の当たりにして「もういい」と言って、しばらくしてからトイレに入り自殺を図り、病院に運ばれたが死亡した。

A子の両親であるXらは、B子、C子及びD子らからのいじめを苦にして自殺したとして、被告生徒3名に対しては不法行為に基づき、また野庭高校の設置者である被告県に対してはA子に対するいじめを放置し、A子の自殺を防止することができなかった安全配慮義務違反を理由に国家賠償法1条又は債務不履行に基づきA子の死亡による損害として9491万円余りの賠償を求めた。さらに被告県に対し、A子の自殺の原因を調査して原告らに報告すべき義務に違反したとして、国家賠償法1条又は債務不履行に基づき200万円の損害賠償を求めた。

（判決理由）

1. 被告生徒らの違法行為とこれによるA子の精神的苦痛及び自殺について

①被告B子による上記発言がA子に対する違法な行為といえるか。「B子の発言は『アトピーが汚い。』、『顔が醜い。』などA子の身体的特徴を取上げていわれない中傷を加えるものや、『部活に邪魔』など部活動内におけるA子の存在価値を否定するもの、さらに病気養療中のA子に対して『もう仮病は直ったの。』と言うなど当時のA子の心情を顧みずにされたものがあり、上記発言内容はそれ自体A子に大きな精神的苦痛を与えるものといえることができる。そして、A子は平成10年5月ころから7月までの間、複数の友人や精神科医、X（母）及び教師などに相談し、B子に対する強い被害感情を周囲に示していたことに照らすと、B子の上記発言はA子に対して機会あるごとに執拗に繰り返されていたものと認められ、B子による発言がA子を精神的に追い詰め、耐え難い精神的苦痛を与え、人格的な利益を侵害したものと認めるのが相当であるから、B子の上記認定の言動は違法というほかはない。」

②C子及びD子の違法行為について

「A子が同一パートにいて技量的にも勝り、かつ、仲が良いC子、D子に

溶け込むことができず、しかも、同被告らがA子に対し、上位の立場から、きついものの言い方をしてきたことは十分に認めることができ」るし、「平成10年7月ころには、A子がX（母）に同被告らのことを訴え、X（母）がそのことにつき何らかの動きをしていることが同被告らの耳に入り、同被告らがA子に対し、いよいよ攻撃的な言動をしてきたことも認めることができるが、こうしたC子、D子のA子に対する言動が、同年4月以来どのようなものであったかについてはこれを知るべき具体的な証拠はなく、同被告らが、意図的にA子を無視したり、両名の中に入ろうとするA子をことさら拒絶し、排除するなどしてきたことまでは認めることはできない。「そうすると、C子、D子との関係がA子にとって大きな精神的苦痛をもたらしたということは前記認定の各事実から明らかであるが、同被告らの行為にはなお不明な点が残し、同被告らの行為を違法と断ずるには足りない。」

③B子の責任の範囲。「B子がA子の死亡による損害について責任を負うためには、B子の行為とA子の自殺との間に相当因果関係があることを要する」。「A子は吹奏楽部に多大な期待を抱いて野庭高校に入学したものの、入部してみるとお互いに悪口を言い合うなど本人が期待していた吹奏楽部とは異なることが判明し、期待を裏切られると同時に、部内では初心者自分ともう1人しかおらず実力の差が現れ、同じトロンボーンパートの同級生で経験者であるC子及びD子とも実力の差があり、それが本人にとって相当な重圧であったことが認められる。そして、C子及びD子とは、A子にとって厳しいと感じられる口調で物事を言われることもあって親密な関係を築くことができず、また二人の仲が良く自分が中に入りづらいと感じることから疎外感を覚えると同時にいじめられているとの感情を抱くようになり、さらにB子からもアトピー性皮膚炎についていわれなき中傷を受けるなどして傷つき、そのような部内の人間関係の苦悩から部活動や授業に参加することが次第に困難になっていったものと考えられる。さらに、A子は野庭高校吹奏楽部に憧れて入学しただけに部活動を辞める意向はなく、部活動を続けたいとの確固たる信念を持ちながら、他方で期待を裏切られたことや他の部員との実力差による重圧、さらにはB子らとの確執により、部活動に参加したいのに参加しようとする頭痛が発症するなどして本人の中で葛藤がある中、折

からX（母）により登校や部活動のコンクールへの参加などについて判断を促され、A子にとってはそれが心の重荷に感じており、衝動的、突発的にカッターナイフをかざすなど情緒不安定な状況に陥っていたと考えられる。そして、A子は7月23日の地区大会の前から医師に対し、「自分はいない方がいいのではないかと思う」、「他人や親を傷つける気持ちは全くなく、自分自身を痛めた方が気持ち的には楽」などと、暗に自殺をほのめかすような発言もしており、そのような情緒不安定な状況は地区大会が終わった後も変わらず、A子が自殺する直前においてもそのような状況の中で、電話の録音の準備をするかどうかについて原告らの間で見解が分かれた際、A子はそのときに自分を取り巻く周囲の状況に嫌気がさして耐えられなくなり、衝動的に逃避するつもりで「もういい」と述べ、トイレに入って自殺を図ったものと考えられる。そうすると、A子の自殺は様々な要因が重なって招来されたものというべきであって、B子の言動と自殺との間に相当因果関係があるとは認められない。

また、B子にとって自殺が予見可能であったかについて検討するに、B子がA子に苦痛を与えた期間はせいぜい2か月程度であり、それほど長期にわたっていないことやB子の上記言動の内容からすると、B子にはA子が自殺を決意すると予見することは不可能であった」。B子はA子の死亡による損害については賠償義務を負わず、生前のA子に精神的苦痛を与えたことに關して損害賠償義務を負うに過ぎない。

2. 被告県の安全配慮義務違反ないし国家賠償法1条の責任について

①野庭高校の教員にはA子問題に関し、注意義務違反がある。「公立高校における教員には、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講じる一般的な義務があるというべきである。」

「A子は、平成10年4月下旬ころから、体調不良を訴えて登校を嫌がるようになったり、欠席、遅刻、早退が増え、登校しても保健室に行くことが多くなったばかりか、青少年相談センターや精神科医のもとを訪れ、6月23日

いじめによる女子高校生の自殺について教諭に自殺についての予見可能性がないとして、精神的苦痛の範囲で損害賠償が認容された事例

には精神科医により心因反応（うつ病）との診断がされ、7月に入ると母親にカッターナイフを突きつけたり、7月17日以降は、行くのが怖いと言って、1人で学校にも部活にも行けなくなり、吹奏楽の地区大会が終わった直後である7月25日自殺を図ったというのであり、こうした経緯に照らすと、A子は4月下旬ころから、急速に精神的に疲弊し、7月にはそれが頂点に達したとみることができる。そして、A子がX（母）や医師、青少年相談センターの相談員、H指揮者、友人に訴えた内容からすれば、吹奏楽部内の人間関係や、C子、D子、B子の言動等学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における出来事が精神的疲弊の大きな原因となっていたことは明らかであり、かつ、前記認定のA子のさまざまな訴え、行動、医師の診断、自殺企図からすると、A子がかかえていた精神的苦悩は非常に大きなものであったことも明らかであるから、A子にかかわる野庭高校の教員としては、A子のこのような状態を認識することが可能であれば、A子の苦悩を取り除くための適切な措置を講ずる義務があったというべきである。」

「A子は平成10年4月下旬から欠席、遅刻、早退が増えていたところ、X（母）は、A子の様子が心配になり、5月16日、クラス担任であり、かつ、吹奏楽部の顧問でもあったN教諭に対し、A子の悩みを打ち明け、A子が練習を休みがちであることや、C子及びD子からきつく言われたと述べたことなどを話し、6月上旬には保健室のK教諭にも、A子が学校に行きたがらないことや精神的に不安定な状態になっていることを相談し、6月7日にはH指揮者にトロンボーンパートのC子とD子のことやB子のことでA子にストレスがあると相談し、6月16日の保護者面談の際にはN教諭に対し、メンタルクリニックを受診したこととその際にA子が医師に訴えた内容を伝え、更に、6月23日、N教諭に対し、心因反応（うつ状態）との医師の診断書も示して、アトピー性皮膚炎の悪化や学校に行けないことでA子が悩んでいることを説明し、また、そのころ、K教諭に対しても青少年相談センターに行ったこと、A子はB子の言動で辛い思いをしていることを伝え、更に、7月7日及び同月10日にB子の言動についてK教諭に相談し、一方、A子は、5月16日、級友にB子から言われていることを具体的に話し、6月には別の級友にB子に関し同様の話をしており、また、5月の連休のころ、吹奏楽部の3

年生はH指揮者に対し、A子がD子、C子から厳しいことを言われて落ち込んでいると相談を持ちかけていたというのであるから、クラス担任であるN教諭、養護教諭であるK教諭は、遅くとも、X（母）の訴えを聞いた、5月中旬から6月中旬までにはA子の前記のような状態を十分認識し得たというべきである。

そうであれば、N教諭及びK教諭は、野庭高校のしかるべき担当者にA子の問題を伝達し、また、野庭高校は組織として、A子の問題を取上げ、A子のお話を受容的に聞いたり助言する、あるいは、被告生徒らの言い分を聞いて助言する、あるいは、生徒全体を相手に注意を喚起する等A子の苦悩を軽減させるべき措置を講ずる必要があったことになる。

しかし、N教諭、K教諭とも、X（母）の訴えを聞いても、A子やX（母）に対する積極的な働きかけはせず、単に、X（母）から訴えがあった都度その話を聞く程度に終始し、学校当局に対し、A子の問題を報告することもせず、したがって、野庭高校全体としても、何ら組織的な対応をすることなく終始したのである。

そして、A子がX（母）に体調不良や被告生徒らの不快な言動を訴えてから、自殺に至るまで約3か月が経過し、その間、A子の状態は徐々に悪化していったと見られることやA子の年齢、問題の性質からすると、野庭高校の教員が、5月中旬あるいは6月中旬までに、A子に関し適切な措置を講じたら、それにより、A子の苦悩は相当程度軽減されるものと認めるのが相当である。」

②被告県の責任の範囲

「B子の責任の項で判示したとおり、A子が自殺にまで至るについては様々な要因があったとみざるを得ないし、野庭高校の教員にA子の自殺につき予見可能性があったと認めることはできないから、被告県の責任は生前のA子に精神的苦痛を与えたことに関する損害賠償に限られるというべきである。」

3. 被告県の調査報告義務違反について

「公立高校の設置者である地方公共団体と在学する生徒の親権者との間には、公法上の在学契約関係が存在し、この在学契約関係の中で、教師らは学

いじめによる女子高校生自殺について教諭に自殺についての予見可能性がないとして、精神的苦痛の範囲で損害賠償が認容された事例

校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係において生徒らを指導するのであるから、地方公共団体は、上記法律関係の付随義務として、学校内、あるいは学校外においても学校に何らかの原因があると窺われるような事故が生徒に発生した場合には、その原因などについて調査した上で、必要に応じて、当該生徒又は親権者に報告する義務があるというべきである。もっとも、教育機関たる公立高校においてはその機能に照らし、生徒のプライバシーや健全な成長に慎重に配慮する必要性から、教師ら及び教育委員会が行う調査及びその報告には自ずから限界があり、調査報告義務違反の有無を判断するにあたり上記の点を考慮する必要がある。」

これを本件についてみるに、「A子の死後、U校長やY教頭は、A子及びX（母）と接していたK、N、T各教諭、H指揮者から事情を聴取したこと、吹奏楽部員全員にA子との関わり方に関するテーマについて作文を書かせ、さらに吹奏楽部顧問が被告生徒らを含めた部員全員から事情を聴取していること、さらに、Y教頭が被告生徒ら宅に架電し、複数回にわたり事情を聴取したこと、その中で、被告生徒らはいずれもいじめに該当する事実行っていないとして否認し、他に被告生徒らによるいじめを特定するに足りる有力な情報は寄せられなかったこと、原告らが提出した2度にわたる質問書に対し、学校側としてはいじめの事実を認識することができなかったとして、文書及び口頭で回答したことなどの各事実が認められ、これによれば、被告県は必要な調査報告義務を果たしたというべきである。」

【研究】

1. いじめ自殺裁判例の動向

現在、いじめ自殺裁判例が15件（地裁判決と高裁判決が両方とも登載されている事件があるため、事件としては13件）判例雑誌で公表されている。

- 【1】 定時制農業高校いじめ自殺事件・新潟地判1981（昭56）年10月27日判時1031号158頁（棄却，確定）。⁽¹⁾
- 【2】 いわき市立小川中学校いじめ自殺事件・福島地（いわき支部）判1990（平2）年12月26日判時1372号27頁（一部認容，確定）。⁽²⁾
- 【3】 中野富士見中学校いじめ自殺事件・東京地判1991（平3）年3月27日

判時1378号26頁（一部認容，控訴）。⁽³⁾

- 【4】 中野富士見中学校いじめ自殺事件控訴審判決・東京高判1994（平6）年5月20日判時1495号42頁（一部変更，確定）。⁽⁴⁾
- 【5】 鴨方中学校いじめ自殺事件・岡山地判1994（平6）年11月29日判時1529号125頁（棄却，確定）。⁽⁵⁾
- 【6】 県立高校生いじめ自殺事件・秋田地判1996（平8）年11月22日判時1628号95頁（棄却，控訴・和解）。⁽⁶⁾
- 【7】 道立鷹栖高校暴行自殺事件・旭川地裁2000（平12）年1月25日判例地方自治213号72頁（棄却）⁽⁷⁾
- 【8】 津久井町立中野中学校いじめ自殺事件・横浜地判2001（平13）年1月15日判時1772号63頁（一部認容，控訴）
- 【9】 暴行恐喝自殺事件・静岡地沼津支部判2001（平13）年4月18日判時1770号118頁（一部認容・控訴）⁽⁸⁾
- 【10】 奥田中学校いじめ自殺事件・富山地判2001（平13）年9月5日判時1776号82頁（棄却・控訴棄却，上告不受理）⁽⁹⁾
- 【11】 城島中学校いじめ自殺事件・福岡地判2001（平13）年12月18日判時1800号88頁（一部認容・控訴）⁽¹⁰⁾
- 【12】 知覧中学校いじめ自殺事件・鹿児島地判2002（平14）年1月28日判時1800号108頁（一部認容・確定）。
- 【13】 津久井町立中野中学校いじめ自殺事件控訴審判決・東京高判2002（平14）年1月31日判時1773号3頁（変更，確定）。⁽¹¹⁾
- 【14】 朝日中学校いじめ自殺国家賠償請求事件・新潟地判2003（平15）年12月18日判例地方自治254号57頁（一部認容・確定）⁽¹²⁾
- 【15】 県立高校女子いじめ自殺事件・横浜地判2006（平18）年3月28日判時1938号107頁（一部認容・控訴）

以上の15件の裁判例のなかで，学校側のみが被告とされた裁判例が，【1】【2】【5】【6】【7】【10】【11】【14】の8件である。被告が加害生徒側と学校側との両者とされているのが裁判例【3】【4】【8】【12】【13】【15】の6件である。裁判例【9】では学校側は被告とされていない。

学校側の法的責任が問われた14件のうち，学校側の法的責任が否定されて

いじめによる女子高校生の自殺について教諭に自殺についての予見可能性がないとして、精神的苦痛の範囲で損害賠償が認容された事例

いるのは、裁判例【1】【5】【6】【7】【10】の5件である。裁判例【1】【5】【10】は、自殺の予見可能性に焦点を合わせることによって、学校側の過失自体を否定した。なお裁判例【6】は、自殺の主たる動機が被害生徒が「いたずら」や「嫌がらせ」であると推認することができないとしている。裁判例【7】は、各暴行はそれぞれ相応の動機があり、反復継続性を有するものとは言い難いからいじめの一環ではないし、各暴行については教員らに予見可能性はないから本件各暴行の防止義務違反の過失もないとしている。

学校側の法的責任を認めた9件の裁判例のうち、自殺に対する賠償責任まで認めたのが、裁判例【2】【8】【13】である。裁判例【3】【4】【11】【12】【14】【15】は義務違反と自殺とは相当因果関係がないとした。

加害生徒に対して自殺による損害賠償を命じたのは裁判例【12】のみである。裁判例【3】【4】では加害生徒の親の法的責任も認められている。裁判例【8】【13】【15】では、加害生徒らの賠償額よりも学校側のものが大きく上回った。なお学校を舞台としない暴行自殺事件【9】では加害生徒とその親のみが被告とされ、加害生徒らには自殺に対する予見可能性があるとして自殺まで賠償範囲に含めたうえ、過失相殺もしなかったが、親には自殺による損害賠償責任までは負わせなかった。

以下では、本件判決【15】を学校側の法的責任を認めた他の裁判例と対照しながら、本判決の論理構造上の特徴を明らかにしたい。¹³⁾

2. 損害賠償の範囲を画定する枠組み

(1) 予見可能性の主体

(ア) 被害生徒が自殺した場合の損害賠償の範囲の絞り込みに、民法416条の類推適用という判断枠組みを用いるのは、【3】【4】【9】【11】【12】【13】【14】【15】である。そのうち加害生徒の予見可能性を肯定したのが【9】【12】であり、否定したのが【13】【15】である。学校側の自殺に対する予見可能性を肯定したのが【13】であり、否定したのが、【3】【4】【11】【12】【14】【15】である。【9】では学校設置者は被告とされていない。予見可能性を問題にすると、学校側の自殺に対する責任は否定される傾向にある。これに対し、加害者の予見可能性という判断枠組みを回避したうえで自殺を賠償範囲

に含めたのが【2】【8】である。

本件【15】の特徴は、加害生徒と学校側の予見可能性を共に否定した点にある。判決は、学校側の予見可能性を簡単に否定した。「B子の責任の項で判示したとおり、A子が自殺にまで至るについては様々な要因があったとみざるを得ないし、野庭高校の教員にA子の自殺につき予見可能性があったと認めることはできない」。しかし自殺による損害が相当因果関係の範囲に含まれるか否かの判断は加害生徒と学校側とで同じだろうか。

B子の責任の箇所には、「B子の上記言動の内容からすると、B子にはA子が自殺を決意すると予見することは不可能であった」という自殺の予見可能性を否定する叙述に加えて、さらにB子の言動と自殺との相当因果関係を否定する叙述がある。「A子は7月23日の地区大会の前から医師に対し、『自分はいない方がいいのではないかと思う。』、『他人や親を傷つける気持ちは全くなく、自分自身を痛めた方が気持ち的には楽』などと、暗に自殺をほのめかすような発言もしており、そのような情緒不安定な状況は地区大会が終わった後も変わらず、A子が自殺する直前においてもそのような状況の中で、電話の録音の準備をするかどうかについて原告らの間で見解が分かれた際、A子はそのときに自分を取り巻く周囲の状況に嫌気がさして耐えられなくなり、衝動的に逃避するつもりで『もういい。』と述べ、トイレに入って自殺を図ったものと考えられる。そうすると、A子の自殺は様々な要因が重なって招来されたものというべきであって、B子の言動と自殺との間に相当因果関係があるとまでは認められない。」

しかし学校側の責任の範囲を論じる箇所での判決の論理は簡潔にすぎて不明瞭である。相当因果関係という用語がB子の責任の箇所で用いられているから学校側の責任範囲を論じる際も、同様に相当因果関係の枠組みが用いられているであろうが、「相当性」の判断がどのようになされたのか判決からは読み取れない。「自殺に至る様々な要因」のゆえに「相当因果関係の範囲」に含まれないという単純な論理なのだろうか。しかし、自殺に至る様々な要因から、「B子の違法な行為」と「学校側の安全配慮義務違反」という要素を取り除けば、自殺という結果は発生しないとの評価を与えることは十分に可能である。「A子の自殺は様々な要因が重なって招来された」という相当

いじめによる女子高校生の自殺について教諭に自殺についての子見可能性がないとして、精神的苦痛の範囲で損害賠償が認容された事例

性の範囲を画する叙述は、実際には何も説明していない。

また、「野庭高校の教員にA子の自殺につき予見可能性があったと認めることはできない」との結論に至る理由の説明もない。ここでは加害生徒の予見可能性判断と高校教諭らの予見可能性判断とが単純に直結されているのだろうか。Bの責任範囲の箇所では、「B子がA子に苦痛を与えた期間はせいぜい2か月程度であり、それほど長期にわたっていないことやB子の上記言動の内容からすると、B子にはA子が自殺を決意すると予見することは不可能であった」と述べられているが、教員の予見可能性について説明がない理由はなんだろうか。「心因反応（うつ状態）との医師の診断書」まで示された教員の予見可能性は加害生徒のものとは異なるのではないか。教員が教育専門家であることも考慮されてよいはずである。

しかし残念なことに、判決の中では教員が教育専門家であることは別の形で姿を現す。学校側の事後的な調査報告義務違反を否定する論理のなかでは教育機関としての性格が語られている。「教育機関たる公立高校においてはその機能に照らし、生徒のプライバシーや健全な成長に慎重に配慮する必要性」があるから、教師ら及び教育委員会が行う調査及びその報告には自ずから限界がある。

判決が指摘する「教育機関たる機能」という本質はむしろ、教員の自殺に対する予見可能性を高める場面、すなわち学校側の責任範囲を画定する場面で用いるべきであった。判決はまた、慰謝料額算定の箇所で、学校側は「生徒の生命、身体、心の平穩に関し大きな責任を負う立場にあること」を指摘している。過失判断の箇所では、「野庭高校全体としても、何ら組織的な対応をすることなく終始した」と判決は叙述している。この大きな責任を負う立場、そして「組織的な対応」を懈怠していたという認識は、自殺に対する予見可能性判断にも影響が及ぶと解すべきであるし、少なくとも及ぶか否かについての判断は必要であろう。

(イ) 予見可能性判断の主体の相違・特性についての自覚という視点から、予見主体によって異なる判断をした裁判例【12】【13】と対比してみる。

裁判例【13】は、事実的因果関係を肯定した上で相当因果関係の判断をするが、加害生徒らの自殺に対する予見可能性は否定した。⁶⁴

【13】は被害生徒の自殺に対する加害生徒らの予見可能性を否定する理由を2つ述べる。1つは、①加害生徒らによるいじめ行為は、「全体として共同不法行為と認めるべき」であるが、「本件いじめ行為は、同一人が行っていたのではなく、また、主として嫌がらせ行為を主とするもので、Aの身体に対する直接の攻撃行為ではなく」、「暴行も、せいぜい青あざができたことがある程度のもので、それ自体は多大な肉体的苦痛を伴うもの」ではなかったことをいう。もう1つの理由として、「N中学においていじめについての指導、教育等が十分には行われていなかった」から中学2年生の加害生徒らに自殺までの予見可能性を認めることはできないと述べた。いじめ問題に対する学校側の教育責任との対比で加害生徒らの賠償範囲を限定する論理が展開されているのに注意を払っておきたい。

これに対し、学校側（担任教諭）の自殺の予見可能性は肯定した。事件発生当時（平成6年）には既に、いじめに関する報道、通達等によって、小中学生が自殺するに至った事件が続発していることが相当程度周知されていたから、既に少なからざるトラブル、いじめを把握していた担任教諭としては、中学生が時としていじめなどを契機として自殺等の衝動的な行動を起こすおそれがあり、Aに関するトラブル、いじめが継続した場合には、Aの精神的、肉体的負担が累積、増加し、Aに対する重大な傷害、Aの不登校等のほか、場合によっては本件自殺のような重大な結果を招くおそれがあることについて予見すべきであり、担任教諭が状況を把握していた本件においては、これを予見することが可能であった。

さらに、判決は担任教諭の自殺の予見可能性を前提にして、担任教諭として、「(加害生徒らに対する)継続的な行動観察、指導をし、さらには学校全体に対しても組織的対応を求めることを含めた指導監督措置をとるべき」であり、「継続的指導監督措置を講じていれば、その後の本件いじめ行為を阻止することができ、Aにおいて本件自殺に至らなかったであろうといえる」から、担任教諭の安全配慮義務違反と自殺との相当因果関係があるとしている。要するに【13】では、「本来あるべき学校としての体制」の欠如との関係で賠償範囲が論じられているとあってよい。

裁判例【12】でも、予見可能性判断をする対象となる主体の相違は自覚さ

いじめによる女子高校生の自殺について教諭に自殺についての予見可能性がないとして、精神的苦痛の範囲で損害賠償が認容された事例

れている。判決は、不法行為における特別損害について、不法行為者に結果発生
の予見又は予見可能性がなければ相当因果関係は認められないとの論理を前提とする。この論理の上で、「被害生徒が精神的に追い詰められていた状況にあること」の予見可能性があれば、自殺することの予見可能性がある、との見解をとる。「通常、社会生活上許容できない悪質、重大ないじめが継続し、その結果、被害生徒が精神的に追い詰められていた状況にあることを予見し又は予見可能であれば、少なくとも生徒が自殺することの予見可能性があったものといえることができる」。この見地から、加害生徒らについては自殺の予見可能性を肯定し、暴行等と自殺との間の相当因果関係を認めた。「集団的あるいは個別的に執拗な暴行やたかり等を繰り返し、……長期間にわたり、Kの生命及び身体の安全に重大な危険を及ぼす暴行を反復継続して加えていたもので、この間、被告同級生らは、Kの様子や行動等から、Kが精神的かつ肉体的にも次第に追い詰められていたことを認識していたものと推認できる」。「暴行等により肉体的かつ精神的にも極度に追い詰められた状況にあったことを容易に認識でき、かつ、これに、「世上、中学生が熾烈な暴行等を反復継続して受けた場合に自殺した事例が報告されていたこと」などを併せ考慮して、加害生徒らは暴行等によるKの自殺を予見できたとして加害行為と自殺との間には相当因果関係を認めた。

これに対し、教員らの自殺の予見可能性は否定した。知覧中学の教師らは、「単発的な暴行事件」は認識していたが、加害生徒らのKに対する「深刻ないじめの認識を欠いていた」から、「Kが精神的に追いつめられた状況にあり、自殺のおそれがあることを予見し得たと評価することはできない。」

裁判例【12】には、少なくとも予見可能性判断に賠償範囲を画する基準としての意味を持たせようとの理論的営みはみてとれる。しかし本件【15】判決の「予見可能性」概念は断定的な結論を飾る完全な装飾の意味しか持たせられていない。「法律家にとって有用な（反論可能性の高い）言明を創り出すという理論の役割」⁹⁹に対する意識は裁判官にとっても不可欠のものと思われるが、【15】判決にはその意識が希薄かあるいは欠落している。

相当因果関係概念は、裁判例【12】【13】にみてとれるように、規範的な評価を含む概念である。仮に裁判実務に従って、416条を類推適用し、加害

者の予見可能性によって賠償範囲を画定するという立場をとるにしても、予見可能性判断は加害者が予見すべきであったか否かという規範的判断であることが自覚されなければならないのではないだろうか。そこでは当然に、不法行為者が教育専門家であるなどの加害者の特質を組み込んで評価されることになる。

(2) 安全配慮義務違反の認定と自殺の予見可能性判断との整合性

(ア) 自殺の予見可能性の否定、相当因果関係の否定の箇所の叙述と安全配慮義務違反（注意義務違反）を認定する箇所での「認識可能性（予見可能性）」についての叙述との間の整合性について検討したい。

本判決【15】は、安全配慮義務違反（注意義務違反）の認定の箇所では、被害生徒の非常に大きな精神的な苦悩を教諭らが「充分認識し得た」ことを前提として、適切な措置を講じたら被害生徒の「苦悩は相当程度軽減された」と認定している。しかし「A子が自殺にまで至るについては様々な要因があったとみざるを得ないし、野庭高校の教員にA子の自殺につき予見可能性があったと認めることはできない」と判示して、自殺の予見可能性については否定した。

「自殺にまで至るについては様々な要因があった」ことは義務違反者に被害者の自殺に対する帰責を否定する論拠にはならない。この判示が原因と結果という条件関係（事実的因果関係）の否定まで含む趣旨なら、今日すでに克服されている思考方法にはほかならない。

(イ) 確かに、事実的因果関係（条件関係）の問題と賠償範囲の問題とを峻別する見解をとれば、加害行為後の被害者の自殺事例では、まず事実的因果関係（「あればこれなし」公式の適用）が否定される可能性がある。平井宜雄は、「人の行為であっても、当該具体的事実関係の下でそのような損害を生じる行為を選択するしかなかったという関係が認められれば、それで事実的因果関係の存在は肯定される」と述べる。この見解に従えば、まず事実的因果関係の平面で処理されることになる。平井は、教師の懲戒を苦にした自殺事例【最判昭52・10・25判タ355号260頁】をこの平面で処理するようである。⁴⁶⁾

「当該具体的事実関係の下でそのような損害を生じる行為を選択するしかなかったという関係」を反復性・蓋然性（反復可能性）として把握する限り、全か無かという隘路に落ち込み被害者の自殺を加害者に帰責することは困難になる。もちろん、裁判例【13】のように、いじめ行為によって被害生徒が「多大な精神的打撃を受けた」ことを推測した上で、「他にKが自殺しようとする原因となる事実の存在がうかがわれない」として、自殺をいじめ行為の結果によるものと推認して、事実的因果関係を認めるという道筋も可能であろう。

しかし被害者自身の意思が介在した場合には、澤井裕が指摘するように、反復性・蓋然性でもって判断できないから、「あれなければこれなし」という形式的テストで因果関係を肯定することには違和感が残る。澤井は相当因果関係概念を再評価する。相当因果関係概念には因果関係のレベルにおける反復性すなわち因果関係の濃淡の評価を含むものとして理解する。反復性・蓋然性を要求することによって偶然を排除する（偶然には法規範が抑止しようとした危険性を含まない）。しかし加害行為後に、被害者自身または第三者の自由な意思が損害を発生させた場合は、確率は低くても偶然とはいえず法的に有意である。この場合、反復性・蓋然性をもって判断できず、因果関係の存否に法的価値判断を要する。被害者自殺の場合もこの場面に位置づけられる。このような場合は、事実的因果関係の存否と賠償の範囲は一体として法的価値判断に従って認定される。切り離して判断することは困難であるし、実益もない。⁷⁷⁾

また水野謙は、事実上の因果関係について反復可能性（過去の反復の事実と将来の反復可能性）を強調し、利潤追求を目的とする取引行為事例では反復可能性の命題は有効であるが、人間相互の交渉事例では有効でないとし、「心の状態の再構成」（「あれ（事故）」があったから）「これ（自殺）を行う理由」が生じ自殺に至ったのかどうかを、被害者の心の状態の再構成を通じて確認すること）という判断枠組みをいう。

このとき加害者の責任を肯定するためには当該理由の存否を被害者の心の状態の再構成を通じて確認する。特に交通事故後の自殺事例は「（交通事故後の）中絶や退職事例よりも反復可能性が疑わしく、また被害者の意思決定

に客観的な相当性や社会的な妥当性を認めることがより困難な事例」として把握される。⁶⁸⁾ここでは加害者の不法行為は被害者の自殺の原因ではなく、せいぜい「理由」にとどまる。したがって、まず事故による受傷を「理由」に自殺したことを理解しうるかどうか（加害者にすべての損害を転嫁させるだけの事情はないが）という判断をする。そのうえでそれに何らかの法的評価——自殺に至るBの精神的機序が医学的な症例の蓄積と整合的であることや、うつ病患者の自殺率の相対的な高さなど——を加える。⁶⁹⁾

したがって今日の不法行為法学の到達点からすれば、「自殺にまで至るについては様々な要因があった」ことは、因果関係を切断する根拠とはなりえない。もちろん損害の公平な分担という観点から、様々な要因が結果に対して寄与した割合による解決（過失相殺の類推など）を図るというレベルでは意味を持つ。

(ウ) 問題は、この判示の後半部分「野庭高校の教員にA子の自殺につき予見可能性があったと認めることはできない」である。賠償範囲を画定する概念としての「予見可能性」は法的価値判断を含むという今日の法学の到達点との緊張関係を欠いていないのではないか。裁判実務においても今日、交通事故の後遺症を苦しめた自殺事件（最判1993〔平5〕年9月9日判時1477号42頁）、過労自殺事件（最判2000〔平12〕年3月24日民集54卷3号1155頁）では、事故・義務違反と被害者の自殺との相当因果関係が認められるようになっている。

現在の不法行為法学は、法的因果関係もまた規範的評価を含むものとして理解する。⁷⁰⁾義務射程説は行為義務の射程として保護範囲を画するから、損害賠償の範囲は過失判断と表裏をなすことになる。⁷¹⁾この説を採れば、予見可能性には損害回避義務の前提をなす予見可能性（予見義務）としての地位のみが認められる。⁷²⁾義務射程説を採用しない場合でも、因果関係は過失と同様に規範的な概念として捉えられる。たとえば澤井裕は懲戒後の自殺事例（最判1977年10月25日判タ355号260頁）を分析する箇所、最高裁は「予見可能性」を持ち出して、因果関係の評価的判断をしたと述べた後、「過失が予見可能性から出発しつつ、被害の重大性を含めて、結果回避義務の社会的評価がなされているように、因果関係における『予見可能性』は、法が抑止

いじめによる女子高校生の自殺について教諭に自殺についての予見可能性がないとして、精神的苦痛の範囲で損害賠償が認容された事例

すべき特別危険内であるかの社会的評価である。相当因果関係が過失と一体として評価されることになる」²³と述べる。

また相当因果関係の判断において予見可能性を問うとすれば、それはかなりの部分で過失判断と重なり合うか、少なくとも密接に関連した判断になるはずである。澤井によれば、生徒の自殺など結果として生じた損害が、侵害行為につき学校にかかわる規範が抑止しようとした特別の危険性の実現であるならば（行為と結果との間に危険性関連があるならば）、侵害者は結果について責任がある。²⁴ また水野謙は、加害者と被害者との間にあらかじめ何らかの社会的なつながりがある場合（懲戒自殺事例・いじめ自殺事例）には危険性関連説によるまでもなく義務射程説（加害者の被害者に対する義務違反の射程が被害者の受けた損害まで及ぶかどうか）の発想が説得力を有するという。²⁵

しかし本件【15】に相当因果関係判断における予見可能性判断と過失判断（義務違反の論理的前提としての予見可能性判断）との緊張関係を見て取ることはできない。実際、学校側の義務違反の内容を「N教諭、K教諭とも、X（母）の訴えを聞いても、A子やX（母）に対する積極的な働きかけはせず、単に、X（母）から訴えがあった都度その話を聞く程度に終始し、学校当局に対し、A子の問題を報告することもせず、したがって、野庭高校全体としても、何ら組織的な対応をすることなく終始した」と把握し、「A子に関し適切な措置を講じたら、それにより、A子の苦悩は相当程度軽減されるものと認める」ことのできたのであるから、安全配慮義務違反がなければ自殺という結果は回避できた蓋然性は高い。損害賠償の範囲を過失判断から切り離すことなく把握したならば、自殺という結果を義務違反の射程内に含めることができたであろう。しかも本件では、X（母）は教諭らに「心因反応（うつ状態）」との診断書を提示して相談をしている。「うつ病に罹患した者の自殺率は全人口の自殺率と比較してはるかに高い」ことは今日ではすでに常識である。実際、本事件でも、7月24日、H指揮者は様々な話をし、A子に「絶対死ぬなよ」などと言って励ました事実を裁判所は認定している。うつ病罹患者の相対的な自殺率の高さは過労自殺など他の被害者自殺類型では法的判断のなかに組み込まれている。

【15】での相当因果関係判断における予見可能性概念は自殺による損害を賠償範囲から外す装飾でしかない。仮に自殺の予見可能性という枠組みで実際には政策的な判断が暗黙裏になされ、結論だけが示されているのだと解するにしても、この予見可能性枠組みでは、予見できたか否かという両極の判断にまず拘束されてしまう。損害の公平な分担という不法行為法の基本理念を活かせる判断枠組みを選択すべきであろう。⁶⁰

3. 加害生徒の責任と学校側の責任

「執拗な暴行やたかり」という暴行・恐喝型いじめの場合には、学校側の賠償範囲は加害生徒と同じか、あるいは加害生徒の賠償範囲が広がると解されている。裁判例【3】【4】では賠償範囲は同一であるし、【12】では加害生徒について自殺の予見可能性を認め、学校側の予見可能性を否定したため、被害生徒の責任が上回った。以下では、集団的無視や言葉によるいじめ型の賠償範囲の問題を考えておきたい。

本判決では、加害生徒B子が負う慰謝料額は「加害行為の内容、程度、加害の期間等本件に顕れた一切の事情を斟酌」して50万円とされている。本判決で、加害行為の内容、程度として認定されているのは、暴行もないわけではないが、主に「B子に『顔が醜い。』、『早く直せ。』、『かゆいぐらいで大きすぎだ。』などと言われ、病気のため遅れて登校したときも『もう仮病は直ったの。』と言われ、さらに『無責任』、『怠け者』などと言われた」という言葉によるいじめである。慰謝料とは、精神的損害に対する賠償いわば内心の痛みを与えられたことへの償いを意味するものであるから、慰謝料額は内心の痛みの程度に対応させて認定されているはずである。しかし「直接的な暴行」事例と比べると認容額が低すぎる。被害者の誇りや生きる力を奪い、被害者を自死へと追いやる行為は個人の尊厳への攻撃という本質において共通している。⁶¹

つぎに学校側、県の賠償額は「A子の受けた苦悩の内容・程度、期間、被告県が高等学校を設置運営し生徒の生命、身体、心の平穩に関し大きな責任を負う立場にあること等本件に顕れた一切の事情」が斟酌された結果、300万円とされている。他の裁判例と比較して検討したい。

いじめによる女子高校生の自殺について教諭に自殺についての予見可能性がないとして、精神的苦痛の範囲で損害賠償が認容された事例

裁判例【13】では、「諸般の事情を総合考慮」した結果、加害生徒らには100万円の限度で賠償が命じられている。慰謝料を低額にとどめる理由に挙げられているのは、「本件いじめ行為は、同一人が行っていたのではなく、また、主として嫌がらせ行為を主とするもので、亡Kの身体に対する直接の攻撃行為ではなく」、暴行も「それ自体は多大な肉体的苦痛を伴うものとはいえないものであった」ことである。ただ慰謝料額認定の箇所でもう1つ、判決は重要な指摘をしている。「N中学においていじめについての指導、教育等が十分には行われていなかった」。

そうすると、本件【15】の「被告県が高等学校を設置運営し生徒の生命、身体、心の平穩に関し大きな責任を負う立場にあること」を指摘する判決と【13】では、学校側のいじめについての指導・教育の懈怠が重視される形で加害生徒らの慰謝料が低く抑えられているとみることができる。学校側の教育責任を問う形で学校側の賠償範囲が加害生徒のものを上回るという判断は、慰謝料額が低いという点をひとまず措くと、妥当と思われる。

学校側の教育責任の重さは慰謝料認定の箇所では【13】【15】とも共通して認識されている。しかし【15】では、相当因果関係の範囲の箇所では学校側の教育責任の重さという認識は消えている。自殺に対する予見可能性という判断枠組みに安易に寄りかかった結果、本判決には、学校の教育責任の重さについて齟齬を生じさせた。被害生徒やその親が学校に寄せている信頼を考慮に入れると、「自殺に対する予見可能性」の判断枠組みで賠償範囲を画定することにはより慎重でなければならないだろう。責任能力ある未成年者の不法行為による被害者自殺事例で親責任が限定され、その基準として「自殺の予見可能性」（とその否定）が用いられているのとは事情を異にするように思う。²⁸

4. 加害生徒の親責任の可能性

いじめ暴行事件では、親責任が問われず、あるいは親責任が否定された場合、たとえ100万円の慰謝料であれ、中学生や高校生に賠償能力はなく、速やかに賠償を受けうるかは加害生徒の親権者の意思しだいであろう。高額な賠償が命じられても、実際には画餅に帰する可能性が高い。またいじめ暴行

事件の発生に対する抑止効果という観点からも親責任とその限界の問題を検討しておく必要がある。未成年者の親責任は、責任能力のない未成年者に対する法定監督義務者の責任を定める民法714条の場面に限られない。今日では、「未成年者が責任能力を有する場合であっても監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認めるときは」、監督義務者につき民法709条に基づく不法行為が認められる。⁶⁹⁾

裁判例【3】【4】【9】では親責任が問われて、裁判所もこれを認めた。たとえば、【3】は、まず709条責任を「当該未成年者の年齢、性別、性格、その他の具体的状況に照らして、そのまま放置したのでは他人の生命若しくは身体への重要な危険又は社会通念上許容できないような深刻な精神的・肉体的苦痛を及ぼすことが具体的に予見されるにもかかわらず、故意又は過失によって、それを阻止するためにとることのできた実効的な方策をとらなかったとき」に限定する。ついで、予見可能性判断の際に、「親権者は、子供の性格、心身の発達状況、行動様式等について最もよく知り得る立場にあり、それだけその行動を予測することも容易であるのが通常であるうえ、その生活関係全般にわたって行動を規制することができる立場」にあることを強調している。

これらの事例では、子の問題行動について学校側から連絡を受けたり、警察などから保護監督を促されたりしているという特徴がある。なお子に粗暴性が認められる事件の場合には裁判実務は親の予見可能性を緩やかに認定し、709条責任を認める傾向にある。⁷⁰⁾

しかし、本件【15】もそうであるが、加害生徒の親を被告としない裁判例(【8】【12】【13】など)も目につく。⁷¹⁾ 親が被告とされていない理由は、民法714条の法定監督義務者としての責任の場合とは異なり、親の709条責任の場合は、一般的に監護教育義務を怠ったというのでは足りず、子が他人の生命身体等に対し危害を加えることに対する予見可能性が必要とされることが障壁となるからであろう。

また加害生徒の親責任が否定されるとき、判決文中に明示されないけれども、社会的責任と法的責任とを区別して捉える意識と論理があるように思う。神崎中学校いじめ集団暴行事件の判決は次のように表現する。加害生徒

いじめによる女子高校生の自殺について教諭に自殺についての子見可能性がないとして、精神的苦痛の範囲で損害賠償が認容された事例

の親らは、「子供の学校生活に対し適切な注意を払っていたか否かはともかく、その子らを格別放任していたというまでの事情は窺えないこと」、さらに、「学校から連絡がある以前に、本件のいじめの存在を認識し得たといえるだけの具体的な徴憑は見当たらないこと」などからすると、「その子らに対して保護者として当然になすべき監督義務を怠っていたとまではいえない」。「なお、この点につき、右被告らが日常生活においてその子らとより密接な交流を図り、よりきめ細かな指導を行っていたならば本件のような継続的ないじめ行為の徴憑を自ら発見できたのではないかと考えられなくはないけれども、それはいわば被告らの親としてのあり方の社会的責任が問われるレベルの事柄にとどまり（Aの行った原告の頭部等に対する足蹴り等の危険な行為についてまで、現在においてもふざけの一環であったと認識しているといったAの本人尋問における供述は、こうした責任の存在を示唆するものといえよう。）、法的な注意義務の水準においては、右のように判断せざるを得ないと考えられる。」⁶²

では、被害生徒の親責任はどのように捉えられているだろうか。自殺に対する学校側の責任を認める裁判所は、損害の公平な分担という観点から被害生徒の親の監護教育上の落ち度を指摘し賠償額を減額する。たとえば【8】は次のように指摘する。「義務教育とはいえ、子供の教育は本来的には親が第一義的責任を負担している」というべきであり、「学校からの帰宅後及び休日において、家庭でAと生活をともにし、監護養育義務を負っていた両親にも、Aが本件いじめ行為等のトラブルの渦中にあったことを看過し、Aの監護養育について注意監督を怠った点があるものと認められ、この点において相当の責任がある」。「たとえ教諭から、心配ない、対処したなどと説明を受けたことがあり、A自身が家庭において本件いじめ行為等について語らなかったとしても、Aを巡って複数のトラブルが続いて起きていることを考慮して、両親においても、Aとの対話を通じるなどして、学校生活におけるAの状況を十分に把握すべきであり、Aが本件自殺にまで追い込まれるほど精神的・肉体的負担を感じていたことに気付かなかったこと自体、両親のAに対する監護養育が十分でなかったことを示すものというべきである。」

また、自殺に対する予見可能性を否定し、肉体的精神的苦痛に対する慰謝

料のみを認める裁判例も、賠償額の低さからみて、実質的には被害生徒の親責任を問うているとみても大きな間違いではないだろう。本件【15】は、被害生徒の親の学校側への必至の働き掛けを素直にみるならば、被害生徒の親責任を過大に問うものといえる。

確かに722条の「被害者の過失」概念と709条の過失概念とはその機能を異にするとはいえず、709条の親責任は722条適用場面での親責任と整合するように捉えるべきである。だからといって、子の行為に対する親の絶対的責任を肯定するわけではない。責任能力のある未成年者の親責任が問われるときの709条の過失概念は714条の責任無能力者の監督義務責任と一定の緊張関係を持って理解する必要がある。⁶³⁾ 確かに、「責任能力ある未成年者が人格的に、経済的に、あるいは生活上親にどの程度依存しているか、つまり、当該未成年者の要監督性の度合いに応じて親の監督義務の内容と範囲も変化しうるものと考えらるべきであろう」。⁶⁴⁾ そうすると、「親権者として子に対して及ぼし得る影響力が限定的なもの」になれば、そこに親責任の限界がある。具体的には、「間もなく成人に達する年齢にあり、既に幾つかの職歴を有し」、親元を離れて生活したこともあるような場合ということになる。⁶⁵⁾

しかし少なくとも中学生や高校生の段階では、親の監護義務は「子どもの生活全般にわたる広範かつ高度なもの」と捉えるべきである。まず、学校からいじめ事件について連絡があった後は、親は「いじめを行うことがないように指導監督する作為義務」が生じるのであり、子による「いじめの存在を否定する弁解」を鵜呑みにして有効適切な指導監督を行わなかった場合には、親の709条責任を認めることができる。⁶⁶⁾ さらに、子による加害行為の予見可能性、回避可能性が親にあったかどうか検討する際には、被害生徒の親責任が問われる場合と同様に、子に対する観察義務が前提となる。すなわち、まず親権者の目の届きにくい学校生活に関しても、日頃から関心を持って子の生活態度や行動の把握に努める必要がある。そのような観察義務を怠っている場合には、やはり親の監督義務違反が認められてよい。「生活全般にわたって周囲の人に危険をもたらさないよう行動するように教育する義務」⁶⁷⁾、学校内でいじめが蔓延している状況のなかでは、違法な行為に加わることがないように教育する義務も指摘されてよいし、この教育義務違反

いじめによる女子高校生の自殺について教諭に自殺についての予見可能性がないとして、精神的苦痛の範囲で損害賠償が認容された事例は709条の過失を構成するといつてよい。⁶⁸⁾

- (1) 恐喝等の被害事実を父親が学校に通報した後に、加害生徒らによって窃盗の罪を着せられ、学校内で孤立無援の状態になり自殺した事件である。判決は教諭の自殺の予見可能性を否定し、請求を棄却した。
- (2) 「判批」に、市川須美子『平成2年度重要判例解説』54頁以下(1991)、潮海一雄・判例評論392号(判例時報1391号)212頁以下(1991)、長尾英彦・中京法学26巻2号146頁以下(1991)、伊藤進『教育判例百選(第3版)』166頁以下(1992)、中富公一・法学セミナー37巻5号139頁(1992)。
- (3) 「判批」に、小賀野晶一・判例地方自治92号77頁以下(1992)、織田博子『教育判例百選(第3版)』168頁以下(1992)、織田博子・私法判例リマークス4号58頁以下(1992)など。
- (4) 「判批」に、青野博之・私法判例リマークス11号85頁以下(1995)など。
- (5) 暴行事件についての学校側の指導後、学校内で自殺した事件である。判決は、いじめの存在を否定し、暴行事件後の教諭らの指導を適切なものと認定し、自殺の予見可能性を否定し、請求を棄却した。
- (6) 「判批」に、小賀野晶一・判例地方自治183号20頁以下(1999)。
- (7) 判決はいじめの存在を否定し、暴行事件に対する教諭の予見可能性を否定した。
- (8) 中学時代の同級生から執拗に暴行、恐喝を受けた高校2年生が自殺した事件である。学校外の事件であり、学校側は被告とされていないが、学校生活との関連もゼロではないから、いじめ自殺裁判例の1つに入れた。
- (9) 「判批」に、采女・鹿児島大学「法学論集」39巻1号59頁以下(2005)。
- (10) 福岡高判2002(平14)年8月30日TKC情報データベース(控訴棄却・上告不受理)。
- (11) 「判批」に、渡邊知行・判例評論524号(判例時報1791号)191頁以下(2002)、采女・鹿児島大学「法学論集」37巻1・2号37頁以下(2003)、石橋秀起・法律時報75巻7号114頁以下(2003)、小島優生・季刊教育法138号98頁以下(2003)。
- (12) 加害生徒の暴行及び加害生徒の働きかけによりサッカー部内で行われていた無視は、必ずしも自殺に結びつくほどの強度のものであったとはいい難いことに照らす

と、仮に、中学の教諭らが適切な調査を行い事実関係をすべて把握していたとしても、教諭らが本件自殺まで予見することは不可能であったとされた。「判批」に、小賀野晶一・判例地方自治261号38頁以下（2005）、小泉広子・季刊教育法145号87頁以下（2005）。

- (13) 被害者自殺事例をめぐる学説については、石橋秀起「被害者の自殺事例と不法行為帰責論の今日の展開」三重大学法経論集21巻2号1頁以下（2004）参照。
- (14) なお地裁判決の【8】は、加害生徒らの共同不法行為の成立と共同不法行為と自殺との因果関係、教諭の過失（安全配慮義務違反、指導監督義務違反）を検討し、加害生徒らと学校側の賠償範囲に差異を認めていない（ただし、加害生徒らに対しては原告らの請求どおり100万円を認容している）。【8】は義務射程説を採用するものと思われる。
- (15) 平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』（弘文堂、1992）118頁。
- (16) 平井・同87頁。
- (17) 澤井裕『事務管理・不当利得・不法行為（第3版）』（有斐閣、2001）202頁以下、204頁。
- (18) 水野謙『因果関係概念の意義と限界』（有斐閣、2000）277頁以下。
- (19) 水野・同278頁以下、295頁。そのうえで、被害者自身の性格要因や被害者を取り巻く様々な環境要因の競合を考慮し、割合的な解決が指向される（282頁）。
- (20) 吉田邦彦は、医療過誤裁判例を例に、過失論とは別に、結果（損害）との間のデリケートな因果関係をどう規範的に評価するのかという因果関係論を論じる（吉田邦彦『民法解釈と揺れ動く所有論』（有斐閣、2000）243頁）。教科書では、広中俊雄『債権各論講義（第6版）』（有斐閣、1994）467頁、澤井・前掲書213頁、吉村良一『不法行為法（第3版）』（有斐閣、2005）137頁。米村滋人「法的評価としての因果関係と不法行為法の目的(1)（2・完）」法協122巻4号534頁以下、同5号821頁以下（2005）など。
- (21) 平井・前掲書123頁など。平井は、最判昭和38年9月26日民集17巻8号1040頁を同一の事実関係を過失判断の際の予見と416条2項の予見可能性との2つに区別し、それぞれ肯定するという無意味な作業を行っていると指摘する（同121頁）。
- (22) 義務射程説を発展させた危険性関連説（第一次損害との関係で過失判断をするが、後続損害については第一次侵害の行為者が引き受けるべき危険の実現か否かで判断

いじめによる女子高校生の自殺について教諭に自殺についての予見可能性がないとして、精神的苦痛の範囲で損害賠償が認められた事例（以下など）。

- (23) 澤井・前掲書213頁。
- (24) 澤井・同204頁。潮見・前掲書180頁以下も交通事故後自殺の例を後続侵害（第一次侵害により生じた特別の危険）と位置づける。
- (25) 水野・前掲書342頁以下。
- (26) 水野は、学校全体としてのいじめ防止システムの確立とそれに基づく「一連のプロセスを通じての予見可能性を責任の要件に据えるのであれば、それは不当ではない」と評価する（前掲書283頁、295頁参照）。もしこの水野の所説が「関係者間の継続的なつながりが顕著である」いじめ自殺類型で予見可能性が要求され、「事故以前に当事者間に社会的なつながりはない」交通事故後自殺事例で予見可能性を問わないとする見解ならば、理論のほころびがあるように感じる。もっとも水野の所説では、社会的なつながりがある場合にはあらかじめ予見できる場合が多いという前提があるようにも読める（同342頁）。「関係者間の継続的なつながりが顕著である」類型の方が不法行為者に自殺という結果を帰責しやすいはずである。
- (27) 大人社会の反映にすぎないがゆえに、いじめの蔓延は深刻である。個人の尊厳については伊藤正己が簡潔に表現する。「私は、基本的人権、特に精神的自由にかかわる問題を考える場合に少数者の保護という視点に立つことが必要であり、特に司法の場においてそれが要求されると考えている。多数支配を前提とする民主制にあっても、基本的人権として多数の意思をもっても奪うことのできない利益を守ることが要請されるのはこのためである。思想や信条の領域において、多数者の賛同するものは特に憲法上の保障がなくても侵害されるおそれはないといってもよく、その保障が意味をもつのは、多数者の嫌悪する少数者の思想や信条である。」（伊藤正己少数意見・最大判昭和63年6月1日民集42巻5号277頁）。
- (28) 静岡地（沼津支部）判2001（平13）年4月18日判時1770号118頁〔恐喝暴行自殺事件〕。
- (29) 最判1974（昭49）年3月22日民集28巻2号347頁、最判2006（平18）年2月24日判時1927号63頁。
- (30) 東京地判昭和56年7月16日判時1010号3頁〔暴行傷害事件〕、浦和地判昭和58年

11月21日判タ521号169頁〔暴行脳挫傷事件〕、盛岡地（花巻支部）判昭和60年10月28日判タ571号80頁〔高校生による6歳児刺殺事件〕、千葉地判昭和63年12月19日判タ693号175頁〔鉄パイプ遊びによる女子生徒負傷事件〕、名古屋地（岡崎支部）判平成6年7月22日判時1556号118頁〔卒業式暴行事件〕、静岡地判平成6年8月4日判時1531号77頁〔粗暴な柔道による死亡事件〕、東京地判平成7年11月1日判時1569号72頁（けんかによる負傷事件）、大阪地判平成9年4月23日判時1630号84頁〔集団暴行による女子生徒致死事件〕、静岡地（沼津支部）判平成13年4月18日判時1770号118頁〔恐喝暴行自殺事件〕、東京地判平成13年11月2日判タ1116号216頁〔エアガンによる眼球負傷事件〕、さいたま地判平成15年6月27日判時1849号71頁〔集団暴行、万引き強要等いじめ事件〕、横浜地判平成15年8月28日判時1850号91頁〔路上強盗事件〕、大阪高判平成16年3月18日判時1889号48頁〔集団暴行致死事件〕、宇都宮地判平成16年9月15日判時1879号136頁〔中学1年男子生徒による女性教諭刺殺事件〕など。暴行致死事件で親の義務違反を否定したものに、那覇地判平成13年10月31日下級裁判所判例集（裁判所HP）。

- (31) 裁判例【2】【11】【14】では加害生徒側と和解が成立している。
- (32) 千葉地判2001（平13）年1月24日判例地方自治216号62頁。
- (33) 学説上は、一般的監護教育義務違反を709条の過失として評価する説が有力である（山口純夫「責任能力」山田卓生編『新・現代損害賠償法講座1総論』（日本評論社、1997）67頁以下、99頁、101頁など）。諸学説については、林誠司「監督者責任の再構成(1)」北大法学論集55巻6号55頁以下（2005）参照。
- (34) 小野義美「親の監護教育義務と未成年の子の加害行為」有地亨編『現代家族法の諸問題』（弘文堂、1990）330頁以下。
- (35) 最判2006（平18）年2月24日判時1927号63頁。
- (36) 大分地判1999（平11）年10月25日判タ1083号161頁参照。
- (37) 東京地判1996（平8）年3月27日判時1591号58頁。学習塾内でのけんかにより2階から転落負傷させた事件で、12歳の責任能力を肯定した上で、親の709条責任を認めた。この判決では、「(当初、子から) 事実関係を十分確かめず、自分の息子の非を直視せずに過失にせよ生じさせた結果に対する責任をとらせようとする教育的配慮に欠けている」ことも指摘して、親の教育する義務違反をいう。
- (38) 家庭裁判所調査官研修所監修『重大少年事件の実証的研究』（司法協会、2001）、

いじめによる女子高校生の自殺について教諭に自殺についての予見可能性がないとして、精神的苦痛の範囲で損害賠償が認容された事例

同『児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究』（司法協会，2003）は、親の子に対する監護教育を支援する社会全体の責任を問う。また、親の監護教育責任は、民法820条や子どもの権利条約18条などの法規定を超えた、子に対する自然的な関係に基礎づけられたより高次の責任であることはいくら強調してもよいであろう。清沢冽は、1933年の著書『非常日本への直言』の序で、「現代の教育にお前を託するには、お父さんには相当に不安がある。それが少し心配だが、しかしさらばとてラッセルを真似て学校をたてるだけの甲斐性はあるまい。この現在の空気の下で、できるだけお前を、道理を把持して動かない人間に導いてゆくの外はない」と述べている（『暗黒日記 戦争日記1942年12月～1945年5月』（評論社，1995）23頁）。家族の私事であった次世代の育成に国家がかかわりをもち介入する公教育には自ずと限界がある。「介入」は「自由かつ独立の人格の形成」をもってのみ正当化しうる（樋口陽一『国法学 人権原論』（有斐閣，2004）156頁，最大判1976〔昭51〕年5月21日刑集30巻5号615頁参照）。